

大分県報

令和四年
第三二二号
七月一日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一

告示

指定納付受託者の指定……………一
知事の職務を代理する副知事の順序……………一
特定病院の認定……………二
青少年に有害な興行の指定……………二
令和四年度労働福祉等実態調査の実施……………二
特殊車両通行許可不要指定道路の指定……………三

選挙管理委員会告示
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………三
大分県副知事の担任事務に関する規程の制定……………三

訓令 甲

大分県副知事の担任事務に関する規程の制定……………三

大分県副知事の担任事務に関する規程の制定……………三

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月一日

大分県企業局長

磯田

健

大分県企業局管理規程第九号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

別表第五の二中 「5 級 九 種」 47,600円 を

「5 級 九 種」 47,600円
「4 級 九 種」 44,400円
に改める。

別表第五の三中 「5 級 九 種」 35,400円 を

「5 級 九 種」 35,400円
「4 級 九 種」 33,500円
に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の規定は、令和四年四月一日から適用する。

○告示

大分県告示第二百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和四年七月一日

大分県知事 広瀬 貞

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地	指定をした日
株式会社DGフィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号デ ジタルゲートビル十階	令四・七・一

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等

コンビニ決済の方法により納付する手数料、使用料及び諸収入

三 指定期間

指定をした日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十七号

大分県報（企業局管理規程・告示）

知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。
令和四年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一順位 副知事 尾 野 賢 治
第二順位 副知事 吉 田 一 生

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百九十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第四項に規定する精神科病院として、次の精神科病院を認定した。
令和四年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

精神科病院の名称

所在地

指定期間

大分県立病院
精神医療センター

大分市豊饒二丁目八番一号

令四・七・一から
令七・三・三一まで

大分県告示第二百九十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
令和四年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日

種類

題 名

制作社名
又は配給社名

指 定 理 由

令四・
六・一六

映 画

温泉情話 湯船で揉みがえり

オーピー映画

名器乱舞 欲情の下半身

オーピー映画

著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第三百号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、令和四年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。
令和四年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的

県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」）に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目

事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業等制度、パートタイム労働者・派遣労働者、登用制度及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日

令和四年六月三十日現在によつて行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第四項に規定する県基幹統計調査である。

〃 〃 悶絶スワップ すけべまみれ

新東宝映画

〃 〃 夫の留守にいきまぐる若妻

新東宝映画

大分県告示第三百一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に依じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定する。

令和四年七月一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区 間	指定する期日
一般国道二二二号	中津市大字伊藤田字池ノ上一二三三番一地从 中津市三光田口字西荒田七三二番二まで	令四・七・一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

四 指定老人ホーム中

「指定介護老人福祉施設清静園（従来型）」

「 大字竹中五二六八」を

「指定介護老人福祉施設清静園（従来型個室）」

「 大字竹中五二六八」に改める。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第十五号

本 庁
地 方 機 関

大分県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。
令和四年七月一日

大分県知事 広瀬勝貞

第一条 副知事が担任意務は、次の表のとおりとする。

区 分	担 任 事 務
共管事務	<ul style="list-style-type: none"> 一 県政に係る重要施策の決定に関すること。 二 人事、組織及び予算編成に関すること。 三 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に関すること。 四 大分県行財政改革推進計画に関すること。 五 その他知事が指定すること。
副知事尾野賢治の担任意務	<ul style="list-style-type: none"> 一 総務部に関すること。 二 企画振興部に関すること。 三 生活環境部に関すること（知事が別に指定することに限る。）。 四 農林水産部に関すること。 五 会計管理局に関すること。 六 部局間連携・調整に関すること。 七 県議会との連絡調整に関すること。 八 人事委員会との連絡調整に関すること。 九 監査委員との連絡調整に関すること。 十 病院局との連絡調整に関すること。 十一 教育委員会との連絡調整に関すること。 十二 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。 十三 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。 十四 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。 十五 その他知事が指定すること。
副知事吉田一生の担任意務	<ul style="list-style-type: none"> 一 福祉保健部に関すること。 二 生活環境部に関すること（知事が別に指定することを除く。）。 三 商工観光労働部に関すること。 四 土木建築部に関すること。 五 労働委員会との連絡調整に関すること。 六 企業局との連絡調整に関すること。 七 公安委員会との連絡調整に関すること。

- 八 収用委員会との連絡調整に関すること。
- 九 その他知事が指定すること。

第二条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。